

山梨県公報

第二千五百十五号

平成二十七年

六月四日

木曜日

目次

○救急病院等の認定(二件)……………三六五
○有害図書類の指定……………三六五

公 告

○随意契約の相手方の決定について……………三六六
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請(二件)……………三六六
○特別保護地区の指定について……………三六七
○指定施業要件変更予定保安林の所在不明通知(二件)……………三六八
○農用地利用配分計画の認可の申請……………三六九
○屋外広告物講習会の開催について……………三七一
公安委員会
○信号機の設置等交通規制の告示の一部改正……………三七一

告 示

山梨県告示第九十四号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の診療所を救急診療所として認定した。

平成二十七年六月四日

山梨県知事 後 藤 齋

一 救急診療所の名称及び所在地

名 称	所 在 地
青沼整形外科	南アルプス市小笠原千六百十一番地一

二 認定期限

平成三十年六月一日

山梨県告示第九十五号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成二十七年六月四日

山梨県知事 後 藤 齋

一 救急病院の名称及び所在地

名 称	所 在 地
医療法人康麗会 笛吹中央病院	笛吹市石和町四日市場四十七番一

二 認定期限

平成三十年六月二日

山梨県告示第九十六号

青少年保護育成のための環境浄化に関する条例(昭和三十九年山梨県条例第四十三号)第五条第三項の規定により、次のものを有害図書類として指定し、平成二十七年六月四日から施行する。

平成二十七年六月四日

山梨県知事 後 藤 齋

一 指定する図書類(雑誌)の名称及び発行所

名 称	発 行 所
実話ナックルズ 増刊レベリ9 VOL.13	ミリオン出版
Boy, sピアス 5月号	マガジン・マガジン
Young Love Comic aya 5月号	宙(おおぞら)出版
裏モノJAPAN 6月号	鉄人社
無敵恋愛S☆girl 5月号増刊	ぶんか社

禁断 Lovers MAX VOL. 13

ヤングコミック 5月号

少年画報社

ミニシユガー5月号増刊 mini Berry vol. 20

秋水社

二 指定する理由

著しく性的感情を刺激し、甚だしく粗暴性を助長し、又は著しく犯罪を誘発する等青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

公 告

● 随意契約の相手方の決定について

次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十七年六月四日

山梨県知事 後 藤 齋

一 随意契約に係る役務の名称及び数量

- (一) 名称 山梨県財務会計システム維持管理業務
- (二) 数量 一式

二 契約に関する事務を担当する所属の名称及び所在地

- (一) 名称 山梨県企画県民部情報政策課
 - (二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 随意契約の相手方を決定した日 平成二十七年四月一日
- 四 随意契約の相手方の氏名又は名称及び住所

(一) 名称 日本電気株式会社

(二) 住所 東京都港区芝五丁目七番一号

五 契約金額 三千二百八十九万六千八百円

六 契約の相手方を決定した手続 随意契約

七 随意契約によることとした理由 山梨県財務会計システムの開発業務の受託者であるため(地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七

年政令第三百七十二号)第十条第一項第二号該当)。

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年六月四日

山梨県知事 後 藤 齋

一 申請のあった年月日 平成二十七年五月二十五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人峡北地域生活支援システム杜の風

2 代表者の氏名 須田 晶子

3 主たる事務所の所在地 山梨県北杜市長坂町長坂上条二千三百五十番地

4 定款に記載された目的

この法人は、障害児(者)が地域で明るく、楽しく、豊かな暮らしが出来るように、生活の援助を行うことを目的とする。また、障害児(者)のライフサイクルを考え、地域社会の中で豊かに育ち、豊かに生活できるような地域社会を築き、共に学び共に育ち合う場となることを目的とする。

三 縦覧期間 平成二十七年五月二十七日から同年七月二十六日まで

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年六月四日

山梨県知事 後 藤 齋

一 申請のあった年月日 平成二十七年五月二十七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人山ゆり大月

2 代表者の氏名 石井 始天

3 主たる事務所の所在地 山梨県大月市大月町花咲千四百四十番地五

4 定款に記載された目的

この法人は、精神障害者に対して、障害者総合支援法に則り事業を行い就労の支援や日常生活等の支援を行い通所者の自立と社会参加を図り障害者とその家族が地域において普通の生活が出来るような地域福祉の発展と充実に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成二十七年五月二十九日から同年七月二十八日まで

● 特別保護地区の指定について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第四項において準用する同法第二十八条第四項の規定により、指定しようとする特別保護地区の名称、区域等の案を次のとおり公告し、この公告の日から平成二十七年六月十七日まで縦覧に供する。

平成二十七年六月四日

山梨県知事 後 藤 齋

一 金峰山特別保護地区

- 1 特別保護地区の名称
金峰山特別保護地区

2 特別保護地区の区域

甲府市有林第八林班た小班、第九林班に小班、同林班ほ小班的標高二百メートル以上の区域、第七林班ぬ、る、わ、か、よ及びた小班、第八林班ぬ小班的標高二百メートル以上の区域、同林班る、わ、か、た、れ、そ及びつ小班、同林班よ小班的標高二千三百メートル以上の区域、第九林班た、れ、そ、つ、ね及びな小班、同林班ら小班的標高二百六十メートル以上の区域並びに第二十林班に、ほ及びへ小班

3 特別保護地区の存続期間

平成二十七年十一月一日から平成三十七年十月三十一日まで

4 特別保護地区の保護に関する指針の案

- (一) 鳥獣保護区の指定区分
大規模生息地の保護区

(二) 特別保護地区の指定目的

当該地区を含めた地域は、金峰山（標高二千五百九十九メートル）を中心とした亜高山帯の地域である。自然公園法による秩父多摩甲斐国立公園の指定を受けており、多様な野生動植物に恵まれており、当該地区を含む関東山地一帯はニホンカモシカ保護地域に指定されている。

当該地域の植生は、金峰山山頂付近はハイマツが優占したコケモモハイマツ

群集であり、その下部にはシラビソ、オオシラビソ等の針葉樹林が優占し、部分的にダケカンバ等の広葉樹林がみられる。

また、獣類では、大型哺乳類のツキノワグマ及びニホンカモシカをはじめ、中型哺乳類のキツネ、テン等が、小型哺乳類では、オコジョ等が確認され、鳥類では、高山から亜高山にかけて生息するホシガラス、イワヒバリ、カマクグリ、メボソムシクイ、ルリビタキ、ウソ等がみられる。

以上の地域のうち、原生な自然環境が保存されている中核的な地域を特別保護地区に指定することで鳥獣の生息環境の保全を図るものとする。

(三) 特別保護地区の管理方針

(1) 定期的に巡視を実施する等により、鳥獣の安定的な生息及びその生息地の環境に著しい影響を及ぼすことのないよう努める。

(2) 当該区域においては、ニホンジカによる希少植物等の食害により生物多様性が損なわれていることから、鳥獣の生息環境の保全を図るため、第二種特定鳥獣管理計画に基づき、ニホンジカの生息数を適正な水準に減少させるよう努める。

(3) 特別保護地区の指定の意義について、一般県民に対し普及啓発に努める。

5 1 から4までに掲げる事項の縦覧場所

山梨県森林環境部みどり自然課及び山梨県中北林務環境事務所

二 鶏冠山特別保護地区

1 特別保護地区の名称

鶏冠山特別保護地区

2 特別保護地区の区域

県有林第五十七林班及び第五十八林班

3 特別保護地区の存続期間

平成二十七年十一月一日から平成三十七年十月三十一日まで

4 特別保護地区の保護に関する指針の案

- (一) 鳥獣保護区の指定区分
大規模生息地の保護区

(二) 特別保護地区の指定目的

当該地区を含めた地域は、鶏冠山（標高二千百十五メートル）等を中心とした亜高山帯の地域である。自然公園法による秩父多摩甲斐国立公園の指定を受けており、多様な野生動植物に恵まれており、当該地区を含む関東山地一帯は、ニホンカモシカ保護地域に指定されている。

当該地域の植生は、鶏冠山及び木賊山（標高二千四百六十八メートル）山頂付

近にシラビソ、オオシラビソ等の針葉樹林が発達し、その下部で部分的にダケカンバ等の広葉樹林が発達しており、さらにその下部にはクリ及びミズナラの林が分布している。

また、当該地域の獣類として、大型哺乳類では特別天然記念物に指定されているニホンカモシカをはじめ、中型哺乳類ではノウサギ等、小型哺乳類ではホンドリリス、オコジョ等が確認されている。鳥類では、クマタカ、ホシガラス、ルリビタキ、メボソムシクイ等が確認されている。

以上の地域のうち、最も固有の生態系を有する中核的な地域を特別保護地区に指定することで鳥獣の生息環境の保全を図るものとする。

(三) 特別保護地区の管理方針

(1) 定期的に巡視を実施する等により、鳥獣の安定的な生息及びその生息地の環境に著しい影響を及ぼすことのないよう努める。

(2) 当該区域においては、ニホンジカによる希少植物等の食害により生物多様性が損なわれていることから、鳥獣の生息環境の保全を図るため、第二種特定鳥獣管理計画に基づき、ニホンジカの生息数を適正な水準に減少させるよう努める。

(3) 特別保護地区の指定の意義について、一般県民に対し普及啓発に努める。

5 1から4までに掲げる事項の縦覧場所

山梨県森林環境部みどり自然課及び山梨県峡東林務環境事務所

● 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を小菅村役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十七年六月四日

山梨県知事 後 藤 齋

一 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	通知の相手方
北都留郡小菅村字コヤケ五六八	守重郁夫

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び小菅村役場に備え置いて縦覧に供する。）

四 保安林の指定施業要件変更の予定の告示

平成二十七年四月二十七日山梨県告示第百五十九号

● 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を山中湖村役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十七年六月四日

山梨県知事 後 藤 齋

一 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	通知の相手方
南都留郡山中湖村平野字皆形二一九七の一五三〇	天野辰吉、天野七郎司
南都留郡山中湖村平野字皆形二一九七の一七七八	長田房一
南都留郡山中湖村平野字皆形二一九七の三〇七	新日本宝石株式会社
南都留郡山中湖村平野字皆形二一九七の三一（次の図に示す部分に限る。）	月村勝宏
南都留郡山中湖村平野字皆形二一九七の三六八	太平洋住宅株式会社
南都留郡山中湖村平野字皆形二一九七の三六九	天野茂矩

大嶋 友和	塩谷 修司	北村 学	込山 博	田川 桐彦	藤原 建生	E A Y S A G E	有限会社B E A U P	二 大和田 貞	新垣 ファ ン	遠藤 正仁
笛吹市	笛吹市	笛吹市	甲斐市	北杜市	北杜市		北杜市	北杜市	南アルプス市	山梨市
笛吹市御坂町金川原字葉舞場二十番一外一筆	笛吹市石和町今井字西河原六百六十四番十五	笛吹市石和町下平井字小石原四百五十番一	甲斐市玉川字中央千七百三番一	北杜市大泉町西井出字大林八千七百九十六番二十外一筆	北杜市長坂町長坂上条字牛池二千三百十五番外二筆		北杜市須玉町上津金字相ノ原二千九百七十八番外一筆	北杜市高根町五町田字大坪二百六十四番一外一筆	中央市大鳥居字久保田五千八百六十七番外一筆	山梨市牧丘町倉科字滝ノ沢二千六百二十七番一外一筆
一、二、三、六	二、八、五、三	八、九、四	一、九、七、七	一、五、五、一	四、五、六、七		二、八、九、九	三、六、三、九	一、二、二、三	一、一、九、一

中村 文仁	也 二重作 孝	駒田 徹也	佐野 剛彦	大村 公志	泉 博之	雨宮 直樹	望月 一三	久津間 登	小野 政雄	柚木 栄作	
甲州市	甲州市	甲州市	甲州市	笛吹市	笛吹市	笛吹市	笛吹市	笛吹市	笛吹市	笛吹市	
甲州市塩山竹森字二子山五千九百六十九番外十筆	甲州市塩山中萩原字十郎原千二百九十番外一筆	甲州市勝沼町等々力字沖田二千三百八十二番	甲州市勝沼町休息字平池九百九十三番一外一筆	甲州市勝沼町休息字雁分八百八十七番外一筆	笛吹市八代町北字三原沢二千六百四十八番一外一筆	笛吹市八代町米倉字町屋八十二番	笛吹市八代町永井字荒神千七百五十五番一	笛吹市八代町南字横田二千六百三十三番一	笛吹市一宮町上矢作字東畑八百四十八番	笛吹市御坂町金川原字方八丁三百四番二外八筆	笛吹市御坂町金川原字並塚千三百二十番
一、三、三	一、三、〇、〇	九、八、八	二、一、九、三	二、〇、三、七	一、〇、二、一	六、一、一	一、〇、二、五	一、三、七、八	三、六、八、七	九、九、八	

保坂 浩	甲州市	甲州市塩山牛奥字宮ノ前四 千百三十二番	六三七
菊島 逸郎	甲州市	甲州市塩山牛奥字宮ノ前四 千百四十番外一筆	一、五四三
雨宮 保徳	甲州市	甲州市塩山牛奥字宮ノ前四 千百五十三番一外一筆	三、五一六
株式会社桑 有限会社モ ンテローザ ファーム	西八代郡市川三 郷町	西八代郡市川三郷町大塚字 太尾二千七百九十二番一	四八三
	東京都武蔵野市	南都留郡忍野村内野字祭文 司三千九百八番一外十六筆	一六、二四六

二 縦覧の場所等
(詳細は、省略し、その関係書類を二の1に掲げる場所に備え置いて縦覧に供する。)

1 場所

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県農政部長村振興課

2 期間

この公告の日から平成二十七年六月十八日までの山梨県の休日を定める条例(平成元年山梨県条例第六号)に定める県の休日を除く日

3 時間

午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時十五分まで

三 意見書の提出先等

1 提出先

二の1に掲げる場所

2 記載事項

- (一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (二) 利害関係の内容
- (三) 意見

3 提出期限

平成二十七年六月十八日

● 屋外広告物講習会の開催について
山梨県屋外広告物条例(平成三年山梨県条例第三十五号)第三十四条の規定による講習会を開催する。
平成二十七年六月四日

山梨県知事 後 藤 齋

一 開催日時

平成二十七年九月十五日(火) 午前九時十分

二 開催場所

甲府市北口二丁目八番一号 山梨県立図書館イベントスペース

三 科目

1 屋外広告物に関する法令

2 屋外広告物の表示の方法に関する事項

3 屋外広告物の施工に関する事項

四 受講手数料

一科目につき千円(受講申込書に一科目につき千円に相当する額の山梨県収入証紙を貼り付け、消印しないこと。)

受講手数料は、申込みを取り消した場合又は講習を受講しなかった場合でも還付しない。

五 受講申込み受付期間

平成二十七年七月十五日(水)から同年八月二十八日(金)までの山梨県の休日を定める条例(平成元年山梨県条例第六号)に定める県の休日を除く毎日の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

六 受講申込書の提出先

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部県土整備総務課美しい県土づくり推進室(電話〇五五―二三三―一三二五)

公安委員会

山梨県公安委員会告示第六十三号

信号機の設置、車両の通行禁止、制限その他の交通規制(昭和四十九年山梨県公安委員会告示第十六号)の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置又は撤去された日から施行することとしたので、山梨県道路交通法施行細則(昭和三十五年山梨県公安

委員会規則第七号（第四条の規定により告示する。）

平成二十七年六月四日

山梨県公安委員会

委員長 小野 堅太郎

別表第一中

一〇	北杜市小淵沢町八一三番地先（ 県道茅野北杜葎崎線と市道との 五差路交差点）	小淵沢総合支 所前	平成一八年七月二四日 告示第七〇号
一〇	北杜市小淵沢町八一三番地先（ 県道茅野北杜葎崎線と市道との 五差路交差点）	小淵沢駅東	平成二十七年六月四日 告示第六三号
五二	山梨市万力一、一〇〇番地先（ 国道一四〇号と県道万力後屋敷 線との十字路交差点）	万才ランプ東	平成二十七年三月一二日 告示第二六号
五二	山梨市万力一、一〇〇番地先（ 国道一四〇号と県道万力後屋敷 線との十字路交差点）	万力ランプ東	平成二十七年六月四日 告示第六三号
二三	大月市初狩町下初狩九九四番地 先（国道二〇号と市道との丁字 路交差点）	大月第一中入 口	平八・八・二九 告示第三八号
二三	大月市初狩町下初狩九九四番地	初狩小学校入	平成二十七年六月四日

に改める。

別表第三中

七二八	先（国道二〇号と市道との丁字 路交差点）	告示第六三号		
七二八	先（国道二〇号と市道との丁字 路交差点）	告示第六三号		
七二八	南都留郡富士河口湖 町大字船津字剣丸尾 六、六六三番地先（ 胎内洞窟入口交差点 から南都留郡鳴沢 村大字富士山八、五 四五番地の一先（富 士スバルライ ン）	車両（ 路線バ ス、大 型バス 、マイ クロバ ス、タ クシー 、ハイ ヤー、 軽車両 、下山 車両、 指定車 、許可 車、身 体障害 者等乗 車車両 を除く 。）	平成二 六年七 月一〇 日一七 時から 平成二 六年八 月三一 日一七 時まで の間	富士 吉田 告示第五五号
七二八	南都留郡富士河口湖 町大字船津字剣丸尾 六、六六三番地先（ 胎内洞窟入口交差点 から南都留郡鳴沢 村大字富士山八、五 四五番地の一先（富 士スバルライ ン）	車両（ 路線バ ス、大 型バス 、マイ クロバ ス、タ クシー 、ハイ ヤー、 軽車両 、下山 車両、 指定車 、許可 車、身 体障害 者等乗 車車両 を除く 。）	平成二 七年七 月一〇 日一七 時から 平成二 七年八 月一〇 日まで	富士 吉田 告示第六三号

一一、八〇七	市道	甲府市下向山町二〇〇四番地一 (松本橋北詰)	南甲府	平成二十七年六月 四日 告示第六三号
一一、八〇八	市道	中央市山之神二、四七三番地一 九(南西側Y字路交差点・南進 車両)	南甲府	平成二十七年六月 四日 告示第六三号
一一、八〇九	市道	中央市若宮四六番地一	南甲府	平成二十七年六月 四日 告示第六三号

に改める。

別表第二十四中

一一	県道四 日市場 上野原 線	上野原市上野原七五八番地先 (上野原市消防署前)	当該道路 上に標示 した位置	上野 原	平成一七年四月 二八日 告示第三七号
----	------------------------	-----------------------------	----------------------	---------	--------------------------

を

一一	削除			上野 原	平成二十七年六月 四日 告示第六三号
----	----	--	--	---------	--------------------------

に改める。